**酒井教育長定例記者会見概要**

日時：令和３年２月１９日（金曜日）１４：００～１４：３０

場所：大阪府庁別館６階　委員会議室

【教育長より】

府立懐風館高校の訴訟判決について

私からはまず、16日（火曜日）の府立懐風館高校を判決について申し上げたいと思います。大阪地方裁判所におきまして、懐風館高校でも校則あるいは指導方針は、社会通念に照らして、合理的な内容であり、それに基づいて行われた頭髪指導に関しましても、当該校の教育的指導における裁量の範囲を逸脱したようなものということはできないと、いう判決でございました。

当然不登校後の対応といたしまして、学校がこの生徒の名前を、いわゆる3年生の名簿に記載をしなかったということにつきましては、これは従来から申し上げておりますように、私どもといたしましても、不適切な行為だとの認識でありますので、控訴はいたしません。

私自身この問題を通じまして、コメントでも出させていただきましたが、学校と生徒・保護者との間で、やはり信頼関係というものが構築できなかったということは大変残念でありますし、また府立高校に当時在籍をしていた生徒が、心を痛めてつらい思いをさせてしまったということについては、大変申し訳ないという思いでいっぱいであります。

また一方で、当時の府教委では府立高校に対しまして、比較的速やかに校則や頭髪指導のあり方についてアンケート調査を行い、その上で点検見直すということに着手しました。

その意味では、校則のあり方、生徒指導の原点というものに立ち返って考えるための、その一石を投じたというふうに受け止めています。

そもそも、生徒指導というのは、児童生徒の人格形成や進路実現を大きな目標として行うものであります。そして、校則は集団生活の場である学校における行動の指針となるルールであります。

これはやはり当事者である生徒を一つ、保護者その教職員がそれぞれの学校が持つ校風あるいは特色を尊重しながら、守るべきルールは、何かということをまずは自分たちで共有し、そして、学校また地域社会の一員でありますから、地域の皆さんの意見も聞くということもしながら、皆が納得感を得ながら、作っていくべきものだというふうに考えます。

その中で一方的、画一的ないわゆる押し付けや、社会通念上それは行き過ぎだろうというものがあってはならないというふうに考えております。

そして、児童生徒や保護者の意識、あるいは社会的環境や価値観というものは、時代の変化とともに変わっていく、変容していくものですので、校則や生徒指導のあり方についても、絶えざる点検見直しが必要だというふうに考えています。

２月定例府議会に向けて

２点めは、２月定例府議会が来週２５日（木）から開会されます。コロナ禍の中、来年度の予算編成を議論する重要な議会であります。「令和3年度当初予算案」については、１６日の予算レクでも説明いたしましたので、詳細は割愛いたしますが、引き続き、新型コロナウイルス感染症について長期的な対応が求められると考えられる中で、誰一人取り残さない教育支援体制の構築として、適切な人員配置を通し、教職員の負担を軽減しながら、児童生徒一人ひとりへのきめ細やかな対応や学校教育相談体制のさらなる充実をめざします。

　また、府立学校における「GIGAスクール構想」の実現に向けて、ハード面では生徒１人１台端末の整備とそれに伴うネットワーク基盤の強化を行い、新しい教育環境を整えます。そして、これらを有効に活用するため、ソフト面ではICT研修の実施やGIGAスクールサポーターの配置等により、校内体制整備の支援をします。府教育庁として、スマートスクールを推進し、生徒一人ひとりに個別最適化された学びをサポートしていきます。

　2月定例府議会では、この他、再編整備と府立高校のあり方、府立学校施設の長寿命化、支援学校の環境整備、幼稚園の預かり保育制度などが論点として取り上げられそうな状況です。

令和3年度大阪府公立高等学校入学者選抜について

昨日の18日そして本日の19日に府内の公立高校の47校で特別選抜が実施をされました。現在のところ大きな混乱もなく無事に終了したという報告を受けています。

3月10日には府内の公立高校159校で一般選抜が実施をされます。受験生の皆さんが安心して受験できますように、追試験の実施など可能な限りの配慮を行ってまいります。

ところで近年、入試の当日に、学習塾の皆さんや大勢の人が学校の校門の前に駆けつけて、大きなかけ声とか、あるいはボディータッチで受験者を応援するという光景が恒例のものとなっているようです。受験生にとっては非常に頼もしくて良い取組みだとは思うんですが、やはり密を避けるそして、飛沫が飛び交う場面を避けるということが現在の局面では大変重要なことでありますので、今年は申し訳ないんですが、入試当日の応援というのはできるだけ控えていただいて、試験会場となる高校の校門前などが、混雑をすることがないように、ぜひともご配慮をお願いしたいと思います。

受験生の皆さんには安心して試験に臨んでいただいて、最後まで諦めず粘り強く頑張ってほしいと思っています。

　「こころの再生」府民運動＠スクール表彰について

　最後は、「こころの再生」府民運動＠スクール表彰についてです。大阪府・大阪府教育委員会では、府民一人ひとりが「大切なこころ」を見つめ直すために、例えば「ええもんはええとはっきりほめよう」など、できることから実践しようと呼びかける「こころの再生」府民運動に取り組んでおります。

　毎年、本府民運動に関連する取組みを、特に積極的に行った学校を表彰しており、今年度の表彰校は、府立学校６校、市町村立学校５校、私立学校２校の計13校に決定しましたので、この場でお伝えさせていただきます。表彰校と主な活動内容については、本日配付した資料（令和２年度「こころの再生」府民運動＠スクール表彰 表彰校と主な活動内容）をご確認ください。

　ここでは一例として、今年度新型コロナウイルス感染症対策に全校をあげて積極的に取り組んだ太子町立山田小学校を紹介します。

　山田小学校では、「『みんなで３つの合言葉！手洗い・うがい・マスクの着用』これであなたも感染症予防マスター！」として、新型コロナウイルス感染症対策を、学校・家庭・地域が一体となって何かできないかを児童が主体的に考え、行動に移しました。まず、児童がポスターを作成し、校内で掲示すると共に、手洗い、うがい等を習慣化できた児童・教員に対して「感染防止マスター認定バッチ」の進呈等を行いました。この取組みは、学校内にとどまらず、太子町内の施設においても児童が作成したポスターを掲示し活動の周知宣伝を行うなど、地域とともに感染症対策を進められており、大変すばらしい取組みでした。

　市町村立学校の表彰校には、前にあるこのような表彰パネルを進呈しております。表彰パネルには、吉村知事直筆のおめでとうメッセージが掲載されています。

私からは以上です。

【質疑応答】

（記者）毎日新聞です。

先ほどの懐風館高校の判決の件ですが、この判決を受けて改めて府教委からあの府立高校に対して何らか指導とか通知などを出される予定とかすでに出しているとかありますでしょうか。

＜教育長＞これだけ皆さんも含めて府民の注目を集めた判決であります。当然各学校においても、それぞれの校則それぞれの自主的な点検を行っていただいているんだろうと私は期待をしていますし、先ほど申し上げましたように、絶えざる点検を見直すということは、以前から指示をさせていただいておりますので、今回これで改めて何かを指導したということはありません。

（記者）スマートスクール推進事業の件なんですけれども、まず独自で高校生に1人1台端末という思い切った政策で予算規模も25億円と非常に大きいと思うんですけども、この政策によって何をどう教えるのかという政策の主眼について教えていただきたいんですが。

＜教育長＞発端は、今年度のオンラインでＢＹＯＤ方式でコロナ禍において同じ授業を何とかしていこうというところでスタートしました。もちろん現在コロナ禍において、学校が休業をせざるを得なくなった場合も活用して、やらせていただいてると。ただオンライン授業とはＩＣＴの活用というのにとどまらず、やはり、あの授業の中身自体を、どのように質を高めていくかということが一番の眼目だろうと考えております。ＩＣＴを活用することによって、いわゆる耳から入ってくるもの、目から入ってくるものがいろんな形で今までと違う、五感を活用した学びというものができてくると思います。そうしたものを、教員が自らのスキルを高めながら、子供たちにわかりやすく提示をしていく授業教材というのがあると思います。

もう一つはいわゆる主体的、対話的な学びというところでいくと例えばコミュニケーションツールにもこれは当然なるわけでありますね。しかも遠隔でのコミュニケーションも可能になる。そうしますと教室だけではなくて、例えば校外接続ですね、ここの現場等が教室と大学が繋がる。そうすれば大学の深い学びというものを児童たちは享受することができる。あるいは児童生徒同士が共にディスカッションしながら共同で学びの質を高めていくこういうことができると思います。

もう一つは、いわゆるエビデンスに立脚した個別最適化の学びというものを提供できると考えてます。少し先の課題になると思いますが、例えば、来年度からスタートします「すくすくテスト」がございます。また、大阪府でやってます学力学習状況調査と思います。そういう生徒の学びの成長というものを暦年で追うことが、これを活用することによって可能となる。そうすることによって個々の生徒も強み弱みで一緒に授業を行った教員から見ると、自分たちの教えがどういう形で生徒に反映するのかということも一定のデータを見ることができるそうすると教える側の質も高まってくるそういう好循環ができるというふうに私自身は思っています。ですから、オンライン授業にとどまらず授業そのものの質、学びの質を上げる、そしてデータビジネスの個別最適化ができる。こういうイメージです。

（記者）中身をより質を高めていくということに当たって研修をされていかれるんでしょうか。そのちょっと中身について教えていただければ。

＜教育長＞研修はもうそれぞれすでに今年度からスタートさせています。教育センターが主体の場において各学校からあの研修を受けに来ていただき、教員を推薦いただく。そして先ほど申し上げた授業作りとか、様々な形での活用のスキルを学んでいただいて、持ち帰って学校でチームとしてやっていただく、組織としてやっていただかないと。一部の教員だけでこれを持っているのではなくて、学校の中でそれを共有していただく。そこにやはり校長先生のリーダーシップというものが求めてくるんだろうというふうに思います。

（記者）朝日新聞です。ありがとうございます。

今の教育センターというか授業の質を高めるところの研修で、追加でお聞きしたくて、こないだ教育委員会会議でも委員の先生からご指摘があったように、現時点だと一部の先生に持って帰っていただいて、あとは学校内で広めてねっていうところで、本当に隅から隅まで行き渡るか不安だみたいなそういうご意見もあったと思うんですけれども、もう少し具体的にリーダーシップを取れる先生とか校長とか以外での研修、本当に端っこまで広げるための政策みたいな何かもしイメージとか、今お考えのことがあればお聞きしたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

＜教育長＞ご指摘の方向性というのはもう当然のことだと思うんですけども、研修に全ての教員に来てもらおうと結構また学校のいろんな業務と重なるとかがあるので全員にってのはなかなか難しいと思いますが、一定今のやり方を進めながら、さらに広めるためにはその回数を増やすとか、あるいは毎回同じ人に来てもらうんじゃなくて、別の人に来てもらうとかいうようなやり方もできますし、あとはウェブを活用して、研修というのも当然できるわけですから、そういう研修のやり方もオンラインで進めるということはあると思います。

（記者）毎日放送です。冒頭抜けてしまったので、冒頭で触れられていたのかもしれませんが、最後になってしまって恐縮なんですけれども、先日の判決について、黒髪に染めるという件について判決の内容についての教育長さんとしての受け止めと、行動事例について改めて教育庁としてはどのように見解としてこの指導の適切性などについて考えていらっしゃるかお教えいただけますでしょうか。

＜教育長＞先ほど申し上げましたように、判決自体が、あの当時の懐風館高校での校則の指導方針というのは、社会通念に照らして合理的な内容であり、それに基づいて行われた頭髪指導に関しても、当該校の教育的指導における裁量の範囲を逸脱した違法なものということはできないということであります。これは校則あるいは頭髪指導に関しては、私共が主張してきたことは認められたというふうに受け止めています。ただ、一方で不登校の対応として、学校がこの生徒の氏名を三年生の名簿に記載をしなかったということがございました。これは当時も即座に陳謝をしておりますし、私どもといたしましても当初から違法性のある不適切な行為だと認識をしておりますので、法廷についてはもうご指摘通りだということで控訴は考えていません。

先ほど申し上げましたのは、この問題を通じて学校と生徒保護者の間で、この生徒指導というテーマ、校則・生徒指導というテーマで信頼関係が構築できなかったということは大変残念であると考えております。

また、当時府立高校に在籍をしていた生徒が心を痛めてしまったこと、つらい思いをさせてしまったことは大変申し訳ないという思いはあります。また一方で、当時の府教委がその府立高校学校に対しまして、校則あるいは頭髪指導のあり方について割と速やかにアンケート調査、そして点検見直しを行っています。その意味では、校則というものは生徒指導というものそれはどうあるべきなのかという原点に立ち返って、我々自身も考えることができたとそのための一石を投じたというふうに受け止めています。